

長浜市保健センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 4 3 号

長浜市保健センター規則の一部を改正する規則

長浜市保健センター規則（平成18年長浜市規則第53号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表長浜市保健センター湖北分室の項及び長浜市保健センター西浅井分室の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。